

セラピスト向けの保険加入について

【加入にあたって】 *加入は任意です。

セラピスト向けの保険は多数ありますが、
セラピーの種類によって適用外になることがあります。
今回は、
プラクティショナーの皆様が安心して施術できるように
チネイザンでも適用される保険をご紹介します。

【前提条件】

必ず確定申告をすることが
保険加入の前提条件となります。
保険料が所得に応じて決定するためです。
(初年度は売上予定額でも大丈夫です)

【必要事項】

- ・名前
- ・屋号
- ・住所
- ・連絡先(電話番号、メールアドレス)
- ・仕事の種類(チネイザン、タイ古式など)

注)カイロ、脱毛、整体は保険対象外

- ・売上予定額(これから確定申告する方)
 - ・確定申告の書類 or 決算書(BS,PLのみ)
- (既に確定申告している方)

【保険料の目安】

年間 15,000 円ほど
所得に応じて決定します。
それほど高額になることはないようです。

【加入の流れ】

上記の必要事項の内容を
保険会社の担当者さんに直接ご連絡ください。

その際

「タオゼンの紹介」とお伝えください。

申込み、入金、着金を経て
保険開始となります。

【保険会社・担当者】

総合保険代理店
有限会社 田辺事務所

代表取締役

田邊 憲人さん
(たなべ のりと)

tanabe-office@peace.ocn.ne.jp

03-3568-8940

【注意点】

- ・必ず確定申告をする必要があります
- ・海外での施術は保証対象外です
- ・カイロ、脱毛、整体をされる場合は
保険に加入できません

【詳細】

PDF 資料「AIG 賠償責任保険パンフレット」をご確認ください